

## 環境への配慮のための指針の改定について

## 1 環境への配慮のための指針とは

- 日常生活や事業活動をより環境に配慮したものにしていく際の指針として利用されることを期待したもの。
- 環境総合計画にあわせて策定、改定してきたものであり、今般の第五次滋賀県環境総合計画の改定にあわせ、指針についても改定するもの。

## 2 指針の改定に当たっての考え方

- 現行の指針をベースとし、第五次滋賀県環境総合計画の趣旨を踏まえた改定とする。
  - 環境が持続可能な経済・社会の基盤であること (SDGs の視点)
  - 「いかに環境への負荷を抑制するか」という視点から「いかに環境に適切に関わるか」というより広い視点への転換。
- 社会情勢の変化や、これまでの審議会における議論や意見を踏まえる。

## 3 主な変更点

- 指針は、環境に配慮した行動等を具体的に示すものとしていることから、「～に配慮する」「～に努める」という表現については、可能な限り「～する」のように行動をイメージできる表現に変更。
- 食品ロスの削減、宅配便の再配達削減、使い捨てプラスチック製品等の使用削減等、近年の社会情勢を踏まえた事項を追加するとともに、より具体的に記載。
- CCFL (冷陰極蛍光管) による省エネ化等、近年の社会情勢や行動の実現性を踏まえ、一部事項を削除。
- 「事業活動での環境への心づかい」として複数事業に記載されていた事項について、可能な限り共通事項として整理。
- 「開発行為での環境への心づかい」の中の「開発行為別の環境への心づかい」について、開発後の事業活動での環境への心づかいに該当するものがほとんどであったため見直しを行い、「周辺地域への心づかい」「生態系への心づかい」「省資源・省エネへの心づかい」「地域住民 (環境コミュニケーション) への心づかい」の4つに整理。